

屋外広告物条例チェックシート【建築確認申請添付用】

- ①屋外広告物について許可が必要な場合は、建築確認申請に屋外広告物条例の許可書の写しの添付が必要です。
- ②下記のチェックリストは許可の要・不要のみをまとめたものですので、許可基準は担当窓口にお尋ねください。（原則禁止の場合などもあります。）

記入方法

- ・該当する区域区分の「□」にチェックを入れてください。
- ・広告物の区域毎に今回計画での屋外広告物の有無について「有」、「無」いずれかの「□」にチェックしてください。
- ・今回計画の該当部分の【 】に面積等を記入してください。
- ・判定欄の「要許可」、「許可不要」のいずれか「□」にチェックしてください。

区域区分			□ 禁止区域	□ 特定広告物交差点等許可区域	□ 第1種許可区域 【住居専用地域、用途無指定地域及び区域外の地域内】	□ 第2種許可区域 【住居専用地域を除く用途地域内】	判定
自家用 広告物	□ 有	許可不要 な範囲	$St \leq 5 \text{ m}^2$	第1種又は第2種許可 区域に準ずる	$St \leq 10 \text{ m}^2$ $h \text{ (建植)} \leq 15 \text{ m}$ かつ 【発光可変表示式屋外 広告物】がある場合は $S \text{ (発光可変)} \leq 8 \text{ m}^2$ $H \text{ (発光可変)} \leq 10 \text{ m}$	$St \leq 20 \text{ m}^2$ $h \text{ (建植)} \leq 15 \text{ m}$	□ 要許可 □ 許可不要
	□ 無	今回計画	$St = [\quad] \text{ m}^2$	第1種又は第2種許可 区域の欄に記載する	$St = [\quad] \text{ m}^2$ $h \text{ (建植)} = [\quad] \text{ m}$ かつ 【発光可変表示式屋外 広告物】がある場合は $S \text{ (発光可変)} = [\quad] \text{ m}^2$ $H \text{ (発光可変)} = [\quad] \text{ m}$	$St = [\quad] \text{ m}^2$ $h \text{ (建植)} = [\quad] \text{ m}$	
一般 広告物	□ 有 □ 無	許可不要 な範囲	無し（全て許可が必要又は禁止）				□ 要許可 □ 許可不要
管理用 広告物	□ 有	許可不要 な範囲	$St \leq 2 \text{ m}^2$ 高さ $\leq 2 \text{ m}$	$St \leq 2 \text{ m}^2$ 高さ $\leq 2 \text{ m}$	$St \leq 4 \text{ m}^2$ 高さ $\leq 4 \text{ m}$	$St \leq 4 \text{ m}^2$ 高さ $\leq 4 \text{ m}$	□ 要許可
	□ 無	今回計画	$St = [\quad] \text{ m}^2$ 高さ = [\quad] m	$St = [\quad] \text{ m}^2$ 高さ = [\quad] m	$St = [\quad] \text{ m}^2$ 高さ = [\quad] m	$St = [\quad] \text{ m}^2$ 高さ = [\quad] m	□ 許可不要
公共用 広告物	□ 有 □ 無	協議不要 な範囲	官公署のある敷地内に表示するもの (敷地外は全て協議が必要)				□ 要協議 □ 協議不要

- St : 屋外広告物の区分毎の敷地内の屋外広告物の総面積
注) 敷地の範囲が建築基準法上の敷地の範囲と異なる場合があります。
(道路を挟んだ自家用駐車場を同一敷地と見ることがあるなど)
- h (建植) : 建植広告物の高さ
高さ : 屋外広告物の高さ
 S (発光可変) : 発光可変式屋外広告物の一面あたりの面積
 H (発光可変) : 発光可変式屋外広告物の高さ